

2 手帳の申請

障害者手帳の種類によって、申請方法や窓口が異なりますのでご注意ください。

2-1 身体障害者手帳

《 制度の内容 》

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた方が、各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳（東京都発行）です。

《 障害の種別と等級 》

障害の程度により1～7級に分かれています。詳しくは、P.144～147の身体障害者障害程度等級表をご覧ください。

- ①視覚障害1～6級 ②聴覚障害2～4・6級 ③平衡機能障害3・5級
- ④音声機能・言語機能・そしゃく機能障害3・4級
- ⑤肢体不自由（上肢・下肢・乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1～7級
※肢体不自由の7級のみの手帳は交付されません。 ⑥肢体不自由（体幹）1～3・5級
- ⑦心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害1・3・4級
- ⑧ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害1～4級 ⑨肝臓機能障害1～4級

《 申請 》

◆必要書類等

- ①身体障害者診断書・意見書（発行から1年以内のもの）

※身体障害者診断書・意見書は障害者福祉課窓口でお渡しします。また、東京都心身障害者福祉センターのホームページからダウンロードもできます。

※身体障害者福祉法第15条の指定医による診断が必要です。詳細はお問合せください。

- ②写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚

（上半身、正面脱帽、サングラスやマスクを外して、申請日から1年以内に撮影したもの。加工不可）

- ③マイナンバー（個人番号）のわかる書類及び本人確認のできる書類

（詳しくは、お問合せください）

※申請後、交付までおおむね1ヶ月かかります。

※15歳未満の場合は保護者、15歳以上の場合は本人の申請。

◆問合せ先 障害者福祉課 相談係

TEL（5273）4518

FAX（3209）3441

◆お願い

各障害者手帳をお持ちの方で、次の①～③のときは、各担当窓口まで届け出て下さい。

- ① 住所・氏名・保護者が変わったとき ②手帳を紛失・破損したとき ③本人が死亡したとき
- また、障害の程度が変わったときは、程度変更の手続きをすることができます。

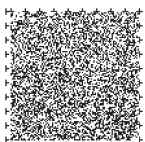
◆カード形式の障害者手帳のお知らせ

各障害者手帳について、発行の際に従来の紙形式の他にカード形式も選択できます。

既に身体障害者手帳・愛の手帳の紙形式の手帳をお持ちでカード形式へ変更をご希望の方は、各担当窓口にご連絡ください。

◆障害者手帳の別冊について

障害者手帳の別冊は、必ず手帳と一緒に携帯してください。別冊をお持ちでない場合、受給できないサービスがあります。別冊を紛失された場合、カード部分を含め、再交付申請をする必要があります。



2-2 愛の手帳

《 制度の内容 》

知的障害者（児）として判定を受けた方が、各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳で、東京都が独自で設けている手帳です。（国の療育手帳に相当するものです。）

《 障害の程度 》

障害の程度により、1度（最重度）・2度（重度）・3度（中度）・4度（軽度）に分かれています。詳しくは、P.148～150の知的障害（愛の手帳）判定基準表をご覧ください。

《 申請 》

◆**新規**に取得される方、取得後に**年齢更新**される方、（3歳、6歳、12歳、18歳に達したとき）、**程度変更**による再判定を希望される方、他道府県・政令市発行の**療育手帳をお持ちで東京都に転入された方**は、東京都児童相談センター又は東京都心身障害者福祉センターで判定が必要です。下記に直接お問合せください。

18歳未満の方	東京都児童相談センター	TEL（5937）2317（新宿区担当直通）
	新宿区北新宿4-6-1	東京都子供家庭総合センター内
18歳以上の方	東京都心身障害者福祉センター	TEL（3235）2961
	新宿区神楽河岸1-1	東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）14階

◆**再交付**（紛失、破損等）を希望される方は、本人の顔写真（タテ4cm×ヨコ3cm）・本人確認のできる書類（詳しくは、お問合せください）をお持ちの上、下記の窓口に応請してください。なお申請後、交付までおおむね1ヶ月かかります。

◆問合せ先 障害者福祉課 相談係

TEL（5273）4518 FAX（3209）3441

2-3 精神障害者保健福祉手帳

《 制度の内容 》

精神に障害のある方が対象で、障害の程度によって、1級から3級の等級があります。詳しくは、P.151の精神障害者保健福祉手帳等級判定基準表をご覧ください。東京都が発行します。

《 申請 》

◆必要書類等

①診断書（精神障害者保健福祉手帳用。精神障害に係る初診日から6か月を経過した日以後の日に作成され、作成日が申請日から3か月以内のもの）又は精神疾患に基づく障害年金もしくは特別障害給付金を受給されている方はその証書等の写し

②写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚

（上半身、正面脱帽、サングラスやマスクを外して、申請日から1年以内に撮影したもの。加工不可）

③マイナンバー（個人番号）のわかる書類及び本人確認のできる書類（詳しくは、お問合せください。）

※診断書（精神障害者保健福祉手帳用）は下記窓口でお渡しします。

※申請後、交付までおおむね2～3ヶ月かかります。

※有効期間は2年間です。更新する方は有効期限の3か月前から手続きができます。

◆問合せ先 お住まいの地域を担当する保健センター（P.143をご覧ください）

・牛込保健センター	TEL（3260）6231	FAX（3260）6223
・四谷保健センター	TEL（3351）5161	FAX（3351）5166
・東新宿保健センター	TEL（3200）1026	FAX（3200）1027
・落合保健センター	TEL（3952）7161	FAX（3952）9943

※障害者福祉課でも手続き可能ですが、その場合担当保健センターを経由して東京都へ提出するため、認定までに通常より時間がかかることがあります。

